

現代ビジネス研究所

研究員募集要項

研究所設立趣旨

現代ビジネス研究所は、大学と企業や地域との多様な協働環境を創出し、プロジェクト研究活動を行う、大学の活動拠点です。

多様な経験を持つビジネスパーソンや公務員などが研究員として所属し、それぞれの経験・知見を活かして研究活動をしていただく中で、教員・学生との交流の場も創出いたします。

研究員、教員、学生が協働するプロジェクト活動においては、産官学が連携し、新しい知見・価値を発信していくというまったく新しいスタイルの研究所です。

応募受付期間：

2026年9月1日 10:00 ～ 9月27日 24:00

〒154-8533
世田谷区太子堂1-7-57
昭和女子大学
現代ビジネス研究所

1. 募集分野

以下のような分野の研究を進めている方

- ・インターネットビジネス ・グローバルビジネス ・地域ビジネス
- ・フードビジネスとアグリビジネス ・ヘルス, 介護ケアと保育サービスビジネス
- ・デザインとファッションビジネス ・観光ビジネス ・事業承継とファミリービジネス
- ・金融ビジネス ・エンターテインメントとコンテンツビジネス ・公共政策
- ・女性のキャリア開発 ・起業活動 ・その他ビジネス等にかかわる分野

2. 募集人員

若干名

3. 嘱任資格

昭和女子大学 現代ビジネス研究所研究員

任期 1 年。登録月日は 4 月 1 日とし、更新を希望することも可能です（活動状況や当研究所の運営方針に基づき審議します）。

※昭和女子大学との雇用関係は発生いたしません。

4. 応募資格

行政やビジネス経験を持つ、原則 70 歳以下の方(2027 年 4 月 1 日時点)の男女

※現役のビジネスパーソン・女性の応募を期待します。

5. 活動内容

申請時に提出した計画書に基づく研究活動

その他、以下に挙げる活動

- ・ 研究所が主催または共催するシンポジウム等への協力
- ・ 研究論文の執筆および公表
- ・ 研究所の報告書等による研究成果・活動報告の公表
- ・ 本学の教育活動へのサポート（例：学生のプロジェクト活動）

※詳細は現代ビジネス研究所 HP（<http://bizken.swu.ac.jp/>）をご覧ください。

6. 研究員登録料

年間 30,000 円(メールアドレスの発行、研究所および図書館等施設利用料を含む)

※登録料振込手数料はご負担ください。

7. 研究所開所日時

開所時間：月～金曜日 10:00～18:00

休日：原則として日曜日及び祝日、年末年始、その他本学が指定する日

※土曜は予約制とする

8. 選考方法

(1)第1次選考（書類審査）

選考結果は、本人宛 E メールにて 2026 年 10 月末までに通知します。

(2)第2次選考（Zoom でのオンライン面接）

2026 年 11 月中旬～下旬（予定）

詳細は、第1次選考合格者に対し通知します。

(3)最終結果通知

2026 年 12 月中旬（予定）

9. 応募方法

現代ビジネス研究所の Web サイト（<http://bizken.swu.ac.jp/>）から昭和女子大学現代ビジネス研究所 研究員エントリーシート（Word）をダウンロード、必要事項を入力のうえ、件名を「現代ビジネス研究所研究員応募」として、bizlab-office@swu.ac.jp 宛にメールにて送信ください。

郵送等では受け付けいたしませんのでご注意ください。

10. 応募書類

研究員エントリーシート（研究所所定の様式を使用）

※提出された書類は研究員選考以外の目的には使用いたしません。

※「研究員エントリーシート」は 2026 年 9 月 1 日（火）10:00 よりダウンロード可能となります。

11. 応募締切

2026 年 9 月 27 日（日） 24 時（日本時間） 必着

※期限までにメール到着のこと（応募書類添付必須）

12. 問い合わせ先

ご質問等はメールでお問い合わせください。（bizlab-office@swu.ac.jp）

電話によるお問い合わせにはお答えすることができません。

13. その他

- 選考に関する内容や理由についてはお答えできませんのでご了承ください。
- 本学図書館を使用できます。
- 学内の各研究所の研究会等に参加できます。
- 本学の学生用研修施設（神奈川県足柄・千葉県館山）を学内料金で使うことができます。（施設の詳細は本学HP「学園環境・施設」からご確認ください。）
- 本研究所を通じて昭和女子大学の研究倫理審査を申請することはできません。研究・調査において研究倫理審査が必要な場合は、ご所属の機関または学会等へご申請ください。

- 外部助成金申請に必要な本研究所所長名による推薦状は発行できません。必要な場合は、ご所属の機関または学会等へご依頼ください。

以上